

2005 年 4 月 20 日

金融庁監督局総務課バーゼルⅡ推進室 御中

新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見

ISDA 東京事務所

先般 ISDA 東京事務所よりお送りした「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見」に対して、詳細にわたるご回答及び考え方を明示していただき、誠にありがとうございます。規制策定プロセスの透明化に資するものとして、大変評価させていただきたいと思います。また、CSA 取引等継続検討案件とされている部分につきましては、引き続き対話の機会を持たせていただきたいと存じます。

「見直し後の規制案において主な内容変更を伴う箇所」として挙げられている点ではございませんが、重要と思われるいくつかの点につきまして、見直し後の規制案をベースに意見を申し述べさせて頂きたいと思いますので、ご検討いただけましたら大変幸甚に存じます。

□ 非依頼格付の使用禁止(第 49 条)【別紙 3:標準的手法の 21 及び 22】

非依頼格付か依頼格付か区別が出来ない場合については、「格付機関または債務者に確認すること等により依頼格付であると確認できた格付に限り標準的手法における信用リスクの計算に使用することが可能」とご回答いただきましたが、依頼・非依頼の別を明示していない格付機関は多く、実務的負担も少なくないと考えます。非依頼格付禁止のご趣旨は理解いたしましたが、使用禁止の対象となるものは明示的に非依頼格付と公表されているものに限る等、実務的問題についてもご勘案頂けるよう要望いたします。

□ 保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件(第 118 条)【別紙 4:信用リスク削減の 19】

ISDA からの意見に対するご回答ではありませんが、内容の再確認をさせていただきたいと思います。金融機関自身の持分法適用子会社差入れの保証に関する質問に対して、「単体自己資本比率の算出に当たっては、子会社及び関連会社から差入れられている保証について、適格保証として信用リスク削減効果を勘案することが可能と考えます。」とのご回答ですが、後段に関して、連結ベースで考えた場合、連結対象会社以外から保証を受けている場合は、連結自己資本比率の算出に当たっても適格保証として信用リスク削減効果を勘案することが可能という理解でよろしいか、念のためご確認をお願いいたします。

□ クレジット・デリバティブについての条件(第 120 条第 1 号のハ)

当該条文の「原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの」と変更されている部分につき確認させていただきたいと存じます。ご案内の通り、2003 ISDA Credit Derivatives Definitions の第 4.7 条の定義では、「参照組織の与信または財務状況の悪化の直接または間接の結果生じたのではない」減免・猶予等のリスクチャリングはリスクチャリング事由に当たらない、としております。従いまして、第 4.7 条の適用によって信用状況・財務状況の悪化によらない減免・猶予等を信用事由から排斥することにより、当該クレジット・デリバティブが、「原債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われた」事由をカバーすると考えて宜しいでしょうか。

以上